

瑞上下第 225 号
平成 29 年 8 月 3 日

瑞浪市上下水道事業経営審議会
会 長 加 藤 健 二 様

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例(昭和 55 年 7 月 1 日 条例第 35 号)
第 2 条の規定により、次の事項について諮問します。

記

1. 井戸水等使用世帯の下水道使用料改定について

(1) 改定内容

一般家庭において水道水以外の水を下水道へ排除した場合、井戸水等の配管に量水器を設置し、計測した水量に基づき使用料を算定する。ただし、量水器の設置が困難な場合は、世帯員数別に基準認定水量を定め、これを基に使用料を算定する。

(2) 改定時期

平成 30 年 6 月分として徴収する使用料から適用する。